②売掛金
　売掛金については回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。
③投資有価証券
　投資有価証券の時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっている。
④開発委託金回収債権
　開発委託金回収債権については無利息であることから、債権区分毎に時価を算出している。一般債権については、リスク・フリーに近い市場利子率である国債流通利回りを基礎とする割引率により、当該債権の割引現在価値を算出し、貸倒実績率に基づく貸倒引当金を控除することで時価を算出している。
　また、貸倒懸念債権並びに破産更生債権等については担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。
⑤未払金
　未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
（注２）有価証券
　非上場株式（貸借対照表計上額653,320,996円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていない。

10. 固有の表示科目について
開発委託金
　国立研究開発法人科学技術振興機構法第18条第１項第２号に規定する新技術の企業化開発のため企業等に委託し、支出した金額
開発委託金回収債権
　新技術の企業化開発が成功した場合等の開発委託金の確定金額

11. 行政サービス実施コスト計算書関係
　行政サービス実施コスト計算書の引当外退職給付増加見積額のうち国等からの出向職員に係るものの額は△3,516,200円である。

12. 厚生年金基金の代行部分の返上について
（一般勘定）
　当機構は厚生年金基金の代行部分について、平成27年４月１日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けた。
　厚生年金基金の代行部分返上に関し、当事業年度末現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は59,122百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払いが当事業年度末に行われたと仮定して「退職給付に関する会計基準の適用指針」第46項を適用した場合に生じる行政サービス実施コストの減少見込額は354百万円である。
　また、これに伴い「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第63号）附則第10条に基づき、最低責任準備金の一部を国に前納（3,938百万円）しているが、当該前納額は年金資産に含めている。
（文献情報提供勘定）
　当機構は厚生年金基金の代行部分について、平成27年４月１日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けた。
　厚生年金基金の代行部分返上に関し、当事業年度末現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は1,016百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払いが当事業年度末に行われたと仮定して「退職給付に関する会計基準の適用指針」第46項を適用した場合に生じる利益の見込額は11百万円である。
　また、これに伴い「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第63号）附則第10条に基づき、最低責任準備金の一部を国に前納（51百万円）しているが、当該前納額は年金資産に含めている。

13. 医療分野の研究開発に係るファンディング機能業務の移管について
　当機構は独立行政法人改革に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、平成27年４月１日に国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対し、医療分野の研究開発に係るファンディング機能業務を移管した。
　これに伴い、国立研究開発法人日本医療研究開発機構に以下の資産を無償譲渡し、固定資産除却損13,963,023,557円、損益外固定資産除売却差額8,222,074,444円を計上している。

譲渡資産の譲渡日時点における金額　（単位：円）

譲渡資産	譲渡日	取得原価	減価償却累計額	帳簿価額
建物	2015年４月１日	523,929,000	113,967,700	409,961,300
構築物	2015年４月１日	37,120,000	11,058,666	26,061,334
機械装置	2015年４月１日	9,043,118,133	2,436,941,798	6,606,176,335
工具器具備品	2015年４月１日	3,523,034,550	1,038,322,055	2,484,712,495
ソフトウェア	2015年４月１日	—	—	4,769,163
開発委託金	2015年７月１日	—	—	12,653,417,374

14. 研究前払金の計上について
　内閣府による競争的資金制度改革により平成27年３月31日に発出された「競争的資金における使用ルール等の統一について」において、研究機関及び研究者から当機構に提出される実績報告書の提出期限が原則として国の会計年度終了後61日以内までに延長された。これにより、前事業年度末計上していた研究前払金を当事業年度末より計上していない。

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園平成27事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、平成27事業年度独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の財務諸表について次のとおり公告します。

平成28年10月28日

群馬県高崎市寺尾町2120番地２
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
理事長　遠藤　浩

貸　借　対　照　表

（平成28年３月31日）　（単位：円）

科目	金額	
資産の部		
Ⅰ　流動資産		
現金及び預金	1,070,096,825	
たな卸資産	7,295,598	
前払費用	27,500	
未収入金	285,155,586	
流動資産合計		1,362,575,509